

「揮発油税等軽減措置効果調査事業」に係る仕様書

1 事業名

「揮発油税等軽減措置効果調査事業」

2 委託期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

3 事業目的

復帰に伴う特別措置である「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の効果を検証するため、委託により調査及び分析を行うことを目的とする。

4 委託内容（調査等項目）

上記事業目的を達成するため、下記の項目につき調査等を委託する。なお、調査等の実施に当たっては各事業者と適宜ヒアリングを行い、その結果を報告に反映すること。

(1) 石油製品（レギュラーガソリン・軽油・灯油）の価格に関して、沖縄県ホームページにて県民へ情報提供を行うために必要な石油製品の小売・卸売価格の実態調査

ア 沖縄県内の離島を除く SS（サービスステーション。平成28年〇月末現在〇店舗）を対象に石油製品の1リットル当たりの税込小売価格について、毎月第4月曜日に調査を行う。

イ 沖縄県内の全 SS を対象に石油製品の1リットル当たりの卸売価格について、毎月第4月曜日に調査を行う。

(2) 石油製品価格構造の透明化のために必要な調査（揮発油税等軽減措置政策効果検証事業報告書（平成26年3月）を参考に、本調査を通じて石油製品価格の設定方法を確認すること。）

ア 沖縄の石油業界について整理を行う。製油所（油槽所）、元売業者、特約店、SS の状況について整理し、県内のガソリン流通ルートを確認する。

イ 沖縄本島の石油販売事業者を抽出し、経営実態の調査及び分析を行う。なお、調査の実施に当たっては、沖縄本島を北部、中部、南部地区、離島に分けて各地区から石油販売事業者を抽出すること。

※経営実態調査項目（例）については、別紙1を参照すること。

ウ 4(1)及び(2)の調査で得られた価格について、下記の整理を行う。

(ア) SS の系列別（元売系列、商社系、農協系等）

(イ) SS のタイプ別（セルフサービスかフルサービスか等）

(ウ) 経営する SS の数別（1 SS のみ経営か、複数 SS 経営か）

(エ) 立地状況別（例：幹線道路沿いか一般道か、都市中心部か住宅街か、商工業地域か農漁村地域か等）

- (3) 県民への啓発のためにポスター作成及び発送
揮発油税の軽減措置に関する制度内容について、ポスターを作成し、沖縄県内への啓発を図る。
- (ア) 部数：3,000部（石油販売事業者、各市町村等）
 - (イ) サイズ：B2
 - (ウ) 沖縄県内の石油販売事業者等への発送

5 調査等スケジュール

別紙2「揮発油税等軽減措置の政策効果検証事業スケジュール（案）」を参照のこと。

6 委託金額

本委託業務に係る予算額は、金3,910,000円以内（消費税込み）とする。
なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。この範囲内で効率的かつ効果的な企画を立案すること。

7 業務進捗状況に関する打ち合わせ

受託者は、委託者の求めに応じて、業務進捗状況の報告や業務内容等に関する打ち合わせを行うものとする。

8 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

9 成果品

- (1) 本委託業務の成果品は、次のとおりとする。
- ア 調査報告書（A4版） 20部
 - ※ 長期の使用に耐え得るように通常の装丁を行うこと。
 - イ 上記報告書に係る電子ファイル一式

(2) 納入先

沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課
〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）
TEL：098-866-2187
FAX：098-866-2789
E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp

10 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項、あるいは本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して決定するものとする。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、沖縄県及び受託者との密接な協議のもとで取り組むものとする。受託者は、本委託業務の履行に当たり、委託業務の目的、内容を十分に理解した上で、誠実に本業務の遂行を行うものとする。
なお、本仕様書に明記がない事項があっても、本業務に当然必要な事項と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。
- (3) 受託者事業者の役員、職員等（再委託先等も含む）は、本委託業務の遂行上知りえた事項について、退職後を含めて第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。